

まくら品質表示規定

第1条 目的

繊維製品の多くは、家庭用品品質表示法の対象商品に該当し、その規程に則して表記をすることとされている。しかし、まくら類は該当商品になっておらず、表示の内容は製造者の責任において自由に表記されている。

本規程は、まくら類の表示を適正に行うための事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な商品選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

第2条 定義

1. 本規程では、「まくら」の定義を「睡眠の際に使用し、頭部（又は体の一部）を支えるもの」とし、用途（支える部位）によって以下の通りに分類される。

- (1) 頭部用まくら
- (2) 肩用まくら
- (3) 腰用まくら
- (4) 足用まくら
- (5) 抱きまくら

*アイピロー、指用まくら、モバイルピロー(携帯まくら)等は対象外とする。

2. この規定で「表示者」とは、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下 JBA という）の会員企業(加盟団体傘下の会員は除外)である者をいう。

第3条 表示の基本

表示者は、1.1 の目的を達成するため、関連法規及び本規程を遵守し、次に挙げる事項を基本として必須及び任意の事項を表示する。

1. 表示者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の商品選択と安定した使用が確保されるよう努める。
2. まくらは、形状、構造、高さ、詰めもの等によって使用感が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告や表示を行わないことを厳守する。
3. 表示者により、表示方法、使用方法、名称（品名）が異なると、一般消費者が商品選択に迷う恐れがあるため、統一した表示を行なう。
4. 表示者は、関連法規及び以下に挙げる項目に則して、消費者の見やすい箇所に明瞭かつ適正に表示しなければならない。

第4条 この規定の管理に関しては、管理規定を別に定める。

第5条 必須表示項目

次に定める表示項目〔1.～10.〕を必須表示項目とし、〔1.〕から〔7.〕は指定順番通りに分離せずに表示しなければならない。ただし、〔8.〕から〔10.〕及びその他の記載項目についての表示順番は任意とする。

1. 分類

用途（対象部位）を明確に表示する。（第6条1.「分類項目」に基づく表示）

2. 名称及びサイズ略号

詰めものを明確に表示する。尚、頭部用まくらはサイズの略号を併記する。

（詰めものは家庭用品品質表示法及び本規定「詰めもの表示一覧」に基づく表示）

3. 商品名（品番）

自社考案の商品名又は自社管理品番等を表示する。（併記も可とする）

4. 組成：まくらがわ

まくらがわの組成を表示する。（家庭用品品質表示法に基づく表示）

5. 組成：詰めもの

詰めものの組成を表示する。

（家庭用品品質表示法及び本規定「詰めもの表示一覧」に基づく表示）

6. サイズ

第6条7項に則して、製品のサイズをヨコ・タテ・マチ(マチがある場合)の順番に、部位を明記すると共に、センチメートル(c m)単位で表示する。

7. 高さ調節

まくらの高さ調節機能の有無を表示する。

8. 表示者

表示者氏名・連絡先・原産国を表示する。

（家庭用品品質表示法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく表示）

9. まくらカバーの適用サイズ

専用カバー又は推奨するカバーの適用サイズを表示する。

10. 取り扱い表示

取り扱い表示と付記用語、デメリット表示等を表示する。

<まくら認証商品マーク>



見本

〈 表示例 〉

分 類	頭部用まくら	
名 称 (サイズ略号)	あずき入りポリエステルまくら (ミドル M)	
品 名 (品 番)	あずきちゃんII	
組 成	ま くら が わ	表：絹 100% 裏：綿 100% マチ：レーヨン 100%
	詰 め も の	ポリエステル 100% あずき
サ イ ズ	タテ 63 cm × ヨコ 43 cm × マチ 5 cm	
高 さ 調 節	可 (詰めもの調節)	
表 示 者	J B A 株式会社 TEL：03-1234-5678	

日本製

◆まくらカバーは専用カバー又は70cm×50cm(L)サイズをおすすめします。

(注意) 重量表記する場合は、欄外に詰めもの重量を表示する。

[例] 詰めもの重量：ポリエステル 800g あずき 400g